

「外為オプション取引約款」新旧対照表

平成26年9月6日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第10条（注文の際の指示）</p> <p>1. お客様が当社との間で行う本取引の通貨ペア、回号、権利行使価格、売買の別、取引枚数、コール又はプットの別、その他の注文の内容については、当社が応じられる範囲で、お客様があらかじめ指示するところにより行うものとします。</p> <p>2. お客様は本取引において注文を行うときは、成行注文のみを行えるものとします。</p> <p>3. 「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいいます。</p> <p>4. 前項の他の注文方法については当社が別途定めるものとします。</p>	<p>第10条（注文の際の指示）</p> <p>1. お客様が当社との間で行う本取引の通貨ペア、回号、権利行使価格、売買の別、取引枚数、コール又はプットの別、<u>ラダー、レンジイン又はレンジアウトの別</u>、その他の注文の内容については、当社が応じられる範囲で、お客様があらかじめ指示するところにより行うものとします。</p> <p>2. お客様は本取引において注文を行うときは、成行注文のみを行えるものとします。</p> <p>3. 「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいいます。</p> <p>4. 前項の他の注文方法については当社が別途定めるものとします。</p>